

昭和六十一年通商産業省令第四十六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第八条の二第二項、第八条の五第二項、第八条の十第二項及び第三項、第八条の十四第一項及び第二項並びに第八条の一七第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令を次のように制定する。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第二条 法第八条の二第二項の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
二 試験事務を行う事務所の名称及び所在地
三 行おうとする試験事務の範囲
四 試験事務を開始しようとする年月日
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
二 最近の事業年度末における財産目録及び貸借対照表
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 次の事項を記載した書類
イ 役員の氏名及び履歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称
ロ 試験事務の実施の方法に関する計画
ハ 試験事務以外の業務を行つている場合は、その業務の種類及び概要

(指定試験機関の名称等の変更)
第三条 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所
二 変更の理由
三 変更しようとする年月日
(試験事務規程)
第四条 指定試験機関は、法第八条の五第一項の規定により試験事務規程の設定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 2 指定試験機関は、法第八条の五第一項の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
3 法第八条の五第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
二 試験事務を行う事務所の名称及びその事務所が試験事務を行う区域
三 手数料の収納の方法に関する事項
四 試験の実施の方法に関する事項
五 合格者の交付及び再交付に関する事項
六 合格証書の交付及び再交付に関する事項
七 試験員の選任及び解任に関する事項
八 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
九 試験事務に関する書類の保存に関する事項
十 前各号に掲げるもののほか、試験事務に關し必要な事項
(試験事務の休廃止)
第五条 指定試験機関は、法第八条の六の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
二 休止し、又は廃止しようとする年月日
三 休止しようとする場合に於てはその期間
四 休止又は廃止の理由
(役員を選任及び解任)
第六条 指定試験機関は、法第八条の八の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
二 選任又は解任の理由
(試験員の要件)
第七条 法第八条の十第二項の経済産業省令、環境省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は高等専門学校において薬学、工学、化学又は農学(水産学を含む、農学経済学を除く。)に関する学科を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者
二 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修めた者を含む。)で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において公害防止に資する研究の業務に従事した経験を有するもの
三 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、公害防止に関する法令について専門的な知識を有するもの
四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣及び環境大臣が認める者
(試験員の選任又は変更の届出)
第八条 指定試験機関は、法第八条の十第三項の規定により試験員の選任又は変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は変更に係る試験員の氏名及び略歴
二 選任又は解任の理由
(試験結果の報告)
第九条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数、受験者数及び合格者数を記載した試験結果報告書に、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号)別表第三の上欄に掲げる試験の区分(以下「試験区分」という。)ごとに、合格者の氏名、生年月日、住所及び試験の成績を記載した合格者一覧表を添えて、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
(帳簿)
第十条 法第八条の十四第一項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
二 試験区分ごとの合格者の氏名、生年月日及び受験番号
二 試験区分ごとの一部の科目に合格した者の氏名、生年月日、受験番号、合格した科目及び合格した年
2 法第八条の十四第一項の帳簿は、試験事務を廃止するまで(試験区分ごとの一部の科目に合格した者に係る事項に関する帳簿については三年間)保存しなければならない。
(電磁的方法による保存)
第十条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法(電子の方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第八条の十四第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣及び環境大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
(試験事務の引継ぎ等)
第十一条 指定試験機関は、法第八条の十七第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。
一 試験事務を経済産業大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。
二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。
三 その他経済産業大臣及び環境大臣が必要と認める事項
(立入検査の身分証明書)
第十二条 法第十一条第三項の証明書は、立入検査が同条第二項の規定により行われる場合に於ては様式第一のとおりとする。
(電磁的記録媒体による手続)
第十三条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)を提出することにより行うことができる。
一 第二条第一項の申請書及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる添付書類
二 第三条の届出書

三 第四条第一項の申請書及び試験事務規程
 四 第四条第二項の申請書
 五 第五条の申請書
 六 第六条の申請書
 七 第八条の届出書
 八 第九条の試験結果報告書及び合格者一覧表
 九 法第八条の七第二項の事業報告書及び収支決算書

附 則 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄
 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一九日通商産業省令第一七四号)
 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省・環境省令第一号)
 この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一八年一月二七日経済産業省・環境省令第一号)
 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二八日経済産業省・環境省令第三号)
 (施行期日)
第一条 この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。
 (助教教授の在職に関する経過措置)
第二条 この省令による改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令第七条の規定の適用については、この省令の施行前における助教教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則 (平成一九年一月二三日経済産業省・環境省令第一二二号)
 (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令様式第一による証明書は、この省令による改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令様式第一によるものとみなす。

附 則 (平成二〇年二月一日経済産業省・環境省令第四号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月三日経済産業省・環境省令第七号)
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、表中第七条第一項第二号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省・環境省令第三号)
 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和六年四月一日経済産業省・環境省令第六号)
 (施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令様式第一、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令別記様式並びに特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令様式第一から様式第三まで及び様式第五(次項において「旧様式」という。)により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和六年六月一〇日経済産業省・環境省令第八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

様式第一 (第十二条関係)

様式第一 (第十二条関係) (様式第一)

第 名	立入検査等を行う機関の検査する事業に係る証明申請書
種 名	第 号
六 名	
七 名	年 月 日
八 名	年 月 日
九 名	年 月 日
十 名	年 月 日
十一 名	年 月 日
十二 名	年 月 日
十三 名	年 月 日
十四 名	年 月 日
十五 名	年 月 日
十六 名	年 月 日
十七 名	年 月 日
十八 名	年 月 日
十九 名	年 月 日
二十 名	年 月 日
二十一 名	年 月 日
二十二 名	年 月 日
二十三 名	年 月 日
二十四 名	年 月 日
二十五 名	年 月 日
二十六 名	年 月 日
二十七 名	年 月 日
二十八 名	年 月 日
二十九 名	年 月 日
三十 名	年 月 日
三十一 名	年 月 日
三十二 名	年 月 日
三十三 名	年 月 日
三十四 名	年 月 日
三十五 名	年 月 日
三十六 名	年 月 日
三十七 名	年 月 日
三十八 名	年 月 日
三十九 名	年 月 日
四十 名	年 月 日
四十一 名	年 月 日
四十二 名	年 月 日
四十三 名	年 月 日
四十四 名	年 月 日
四十五 名	年 月 日
四十六 名	年 月 日
四十七 名	年 月 日
四十八 名	年 月 日
四十九 名	年 月 日
五十 名	年 月 日
五十一 名	年 月 日
五十二 名	年 月 日
五十三 名	年 月 日
五十四 名	年 月 日
五十五 名	年 月 日
五十六 名	年 月 日
五十七 名	年 月 日
五十八 名	年 月 日
五十九 名	年 月 日
六十 名	年 月 日
六十一 名	年 月 日
六十二 名	年 月 日
六十三 名	年 月 日
六十四 名	年 月 日
六十五 名	年 月 日
六十六 名	年 月 日
六十七 名	年 月 日
六十八 名	年 月 日
六十九 名	年 月 日
七十 名	年 月 日
七十一 名	年 月 日
七十二 名	年 月 日
七十三 名	年 月 日
七十四 名	年 月 日
七十五 名	年 月 日
七十六 名	年 月 日
七十七 名	年 月 日
七十八 名	年 月 日
七十九 名	年 月 日
八十 名	年 月 日
八十一 名	年 月 日
八十二 名	年 月 日
八十三 名	年 月 日
八十四 名	年 月 日
八十五 名	年 月 日
八十六 名	年 月 日
八十七 名	年 月 日
八十八 名	年 月 日
八十九 名	年 月 日
九十 名	年 月 日
九十一 名	年 月 日
九十二 名	年 月 日
九十三 名	年 月 日
九十四 名	年 月 日
九十五 名	年 月 日
九十六 名	年 月 日
九十七 名	年 月 日
九十八 名	年 月 日
九十九 名	年 月 日
百 名	年 月 日

(備考) 1. この証明申請書は、様式第一及び第二の様式とする。
 2. 表の欄の欄名は、この証明申請書を使用する立入検査等を行う機関の検査する事業に係る証明申請書に準ずるものとする。
 3. 証明申請書の欄名は、立入検査等を行う機関の検査する事業に係る証明申請書(〇)を、前記(1)の欄名(〇)を記載するものとする。
 4. 証明申請書の欄名は、立入検査等を行う機関の検査する事業に係る証明申請書(〇)を、前記(1)の欄名(〇)を記載するものとする。
 5. 証明申請書は、縦横両方に記載することができる。
 6. この証明申請書の欄名は、立入検査等を行う機関の検査する事業に係る証明申請書(〇)を、前記(1)の欄名(〇)を記載するものとする。